

令和2年度

戸田市行政評価

報告書

戸田市

目 次

第1章 はじめに

1 行政評価とは	1 頁
2 行政評価の目的	1 頁
3 行政評価の仕組み	2 頁
4 行政評価等の導入経緯	2 頁
5 第4次総合振興計画の概要	3 頁

第2章 行政評価実施結果

I 施策評価

1 施策評価の概要	4 頁
(1) 施策評価とは	
(2) 対象施策	
(3) 評価の流れ	
(4) 評価シート	
2 施策一覧	5 頁
3 施策評価の結果	10 頁
(1) 進捗状況及び今後の方向性	
(2) 施策内優先度	
(3) 各施策の進捗状況及び今後の方向性一覧	

II 事務事業評価

1 事務事業評価の概要	15 頁
(1) 事務事業評価とは	
(2) 対象事業	
(3) 評価の流れ	
(4) 評価シート	
2 事務事業評価の結果	20 頁
(1) 事前評価の実施結果	
(2) 事後評価の実施結果	

第3章 外部評価

I 外部評価の実施

1 外部評価の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25 頁

- (1) 外部評価とは？ ～行政評価結果を外部視点で再評価～
- (2) 戸田市外部評価委員会とは？
- (3) 外部評価の目的は？ ～行政の説明責任・成果の検証～
- (4) 外部評価の狙いは？
- (5) 外部評価の見直しについて

資料編

資料1 令和2年度戸田市外部評価委員会委員名簿・・・・・・・・ 28 頁

資料2 戸田市外部評価委員会条例・・・・・・・・・・・・・・・・ 29 頁

資料3 戸田市外部評価実施要領・・・・・・・・・・・・・・・・ 30 頁

第1章 はじめに

1 行政評価とは

厳しい財政状況の中、市民ニーズは高度化・多様化しております。本市は、かつては多額の「競艇事業の配分金」などにより、財政が安定していたこと、加えて、未だ「不交付団体であること」などから現在も財源が豊かであるという錯覚に陥りやすい状況であることは否定できません。

しかし、実際には、起債や基金の取り崩しを行っていること、また、近い将来、益々、進行する「少子高齢化」などを総合的に勘案すると、厳しい状況を認識し、相当の危機意識を持ち、効率的に業務を遂行する必要があります。

そのためには、行政の行っている様々な業務が、「費用に見合うだけの効果を出しているのか」、「無駄や重複になっている部分はないのか」、「もっと工夫の余地はないのか」などといった視点からその内容を評価し、それにより業務手法の改善や見直し、優先度を踏まえ、業務自体の廃止を含めて判断することも必要であり、「行政評価」はそれらを実現するための仕組みです。

また、行政から市民の皆様へ、行政の持つ情報を分かりやすく伝えることが大きな使命であり、この「行政評価」は、そうした情報を積極的に提供するとともに、市民の視点からチェックを行っていただくなど、市民が市政に参加・参画する「きっかけ」となるものです。

平成23年度にスタートした「戸田市第4次総合振興計画」における、将来都市像「みんなであつろう 水と緑を活かした 幸せを実感できるまち とだ」の実現に向け、この行政評価制度を活用していきます。

2 行政評価の目的

戸田市では以下の5点を主な目的としています。

① 業務の徹底的な振り返り

一年間の行政活動の成果（「できたこと」、「できなかったこと」）を部局や課内で徹底的に検証・議論を行い、今後の見直しなどを検討し、業務の方向性を明確にする。

② 成果の重視と資源の有効活用

実際に施策や事務事業の「効果」や「成果」が上がっているかに着目する。また、コスト意識を高め、プロセスを透明化させ事業の効果を見極め、限られた資源（人、物、金など）をより効果的・効率的に活用する。

③ PDCAサイクルによる総合振興計画の進行管理

計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→反映（Action）というマネジメント・サイクルによって、市の方針である総合振興計画が着実に進んでいるのか、進行管理を行うとともに、より効果的・効率的に計画を推進する。

④ 職員の経営能力の強化

市を経営するという強い意識を持ち、戦略的な部局・課の運営を行い、職員自らがそれぞれの成果に責任を持つことのできる、経営・組織運営能力を強化する。

⑤ 市民への説明責任

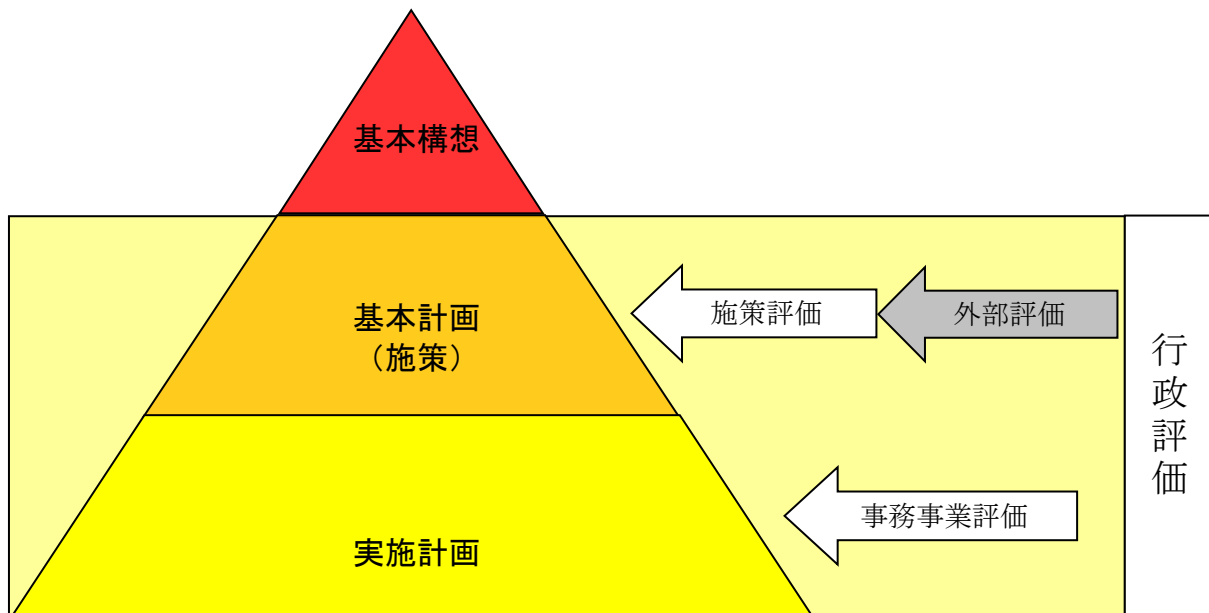
行政が行っている事業（サービス）の内容や効果などについて、市民への説明責任を果たす。市民が評価シートを見た時に市役所の業務内容やその効果などが理解できる。

3 行政評価の仕組み

市の業務の前提となる計画として、総合振興計画があります。総合振興計画は市の最上位に位置づけられている計画で、中・長期的展望に立って市政の基本的な方向を明らかにするとともに、行政運営を行う基本的な指針となるものです。

戸田市の総合振興計画のピラミッドを構成する基本構想、基本計画、実施計画と、行政評価の関係を下図に示しました。

行政評価における施策評価や事務事業評価は、総合振興計画上の基本計画と実施計画にそれぞれ対応しています。



基本構想

10年後に市が目指す将来都市像や基本理念、基本目標等を示すものです。

基本計画

基本構想において定められた将来都市像を実現するため、必要な5年間の施策を具体化し、体系的に定めたものです。

実施計画

基本計画で体系化された施策を実現するため、3か年で実施する具体的な事業を指します。(毎年度見直しを行います。)

4 行政評価等の導入経緯

戸田市における行政評価等の導入経緯は次のとおりです。

平成14年度	「事務事業評価システム」の検討開始
平成15年度	「事務事業評価」実施(試行)
平成16年度	「事務事業評価システム」を全事業に拡大、評価結果を市民に公表
平成17年度	「施策評価」実施(試行)
平成18年度	「事務事業評価」及び「施策評価」(本実施)
平成20年度	「外部評価委員会」設置、「外部評価」実施(試行)
平成21年度	「外部評価」実施(試行)【評価対象】事務事業
平成22年度	同上 【評価対象】施策
平成28年度	「戸田市外部評価委員会条例」制定、「外部評価」本実施

5 第4次総合振興計画の概要

平成23年度から、下記の将来都市像、基本目標、施策等で構成される「戸田市第4次総合振興計画」がスタートしました。

本市の行政評価は、本計画における「施策」及びその施策を実現するための具体的な手段である「事務事業」を対象に実施しています。

戸田市第4次総合振興計画

基本構想	<p>将来都市像</p> <p>「みんなでつくろう 水と緑を活かした 幸せを実感できるまち とだ」</p>	<p>戸田市が10年後に目指す将来都市像を左記のとおり決めました。</p>
	<p>7つの基本目標</p> <p>I 子どもの成長と生涯にわたる学びのまち II 誰もが健康でいきいきと生活できるまち III 安心して安全に暮らせるまち IV 緑と潤いのあるまち V 快適で過ごしやすいまち VI 活力と賑わいを創出できるまち VII 人が集い心ふれあうまち</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">着実な総合振興計画の進行に向けて</p>	<p>将来都市像を実施するため、7つの基本目標を決めました。</p>
基本計画	<p>施策</p> <p>基本目標を実現するための 90の施策</p> <p>※各施策につきましては、5～7ページをご参照ください。</p>	<p>基本目標の実現に向け、各分野ごとに、計90本の施策を設けました。</p>

第2章 行政評価実施結果

I 施策評価

1 施策評価の概要

(1) 施策評価とは

「施策」とは、総合振興計画における基本構想を実現するための具体的な方向性や方策を示したもので、基本計画において定められており、戸田市第4次総合振興計画では90の施策を設けました。

「施策評価」は、基本目標の実現に向けて「施策が着実に進んでいるのか」、また、「施策を構成する事務事業が適切に行われているのか」を評価するものです。

施策における課題や対応策を整理し、施策を構成する事務事業の優先順位付けを行い、施策との関係から必要性の低い事業は廃止するなど、事業の取捨選択も判断していく必要があります。

(2) 対象施策

施策評価は、戸田市第4次総合振興計画後期基本計画における90の施策を対象としています。

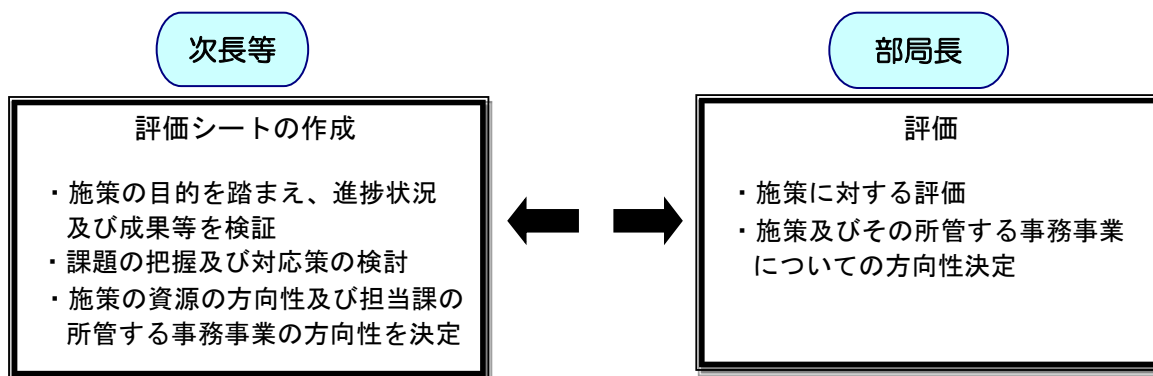
※各施策につきましては、次ページをご参照ください。

(3) 評価の流れ

「施策評価」は、施策の中心となる課を所管する部局が評価します。また、施策を所管する部局が複数の場合、関係部局間で協議した上で、中心となる課を所管する部局が1枚のシートを作成します。

「施策評価」は、行政の具体的な方向性を評価するものであり、まず、行政内部による評価（内部評価）を行います。具体的には、施策の中心となる課を所管する部局の次長等が事務事業評価結果を基に、施策の内容を分析・判断し、それらを部局長が評価します。

さらに、これらの結果を基に、外部評価委員会による評価（外部評価）を実施しています。



(4) 評価シート

評価内容を記載する施策評価シートの構成については、8～9ページのとおりです。

2 施策一覧

※下線部分は、中心となる部局または課

基本目標1 子どもの成長と生涯にわたる学びのまち			
	施策名	担当部局	担当課
1	子育て不安の解消	こども青少年部	こども家庭課、保育幼稚園室、児童青少年課
2	子育て家庭への経済的支援	こども青少年部	こども家庭課、保育幼稚園室
3	保育環境の充実	こども青少年部	こども家庭課、保育幼稚園室、児童青少年課
4	幼児教育の充実促進	こども青少年部・教育委員会事務局	こども家庭課、保育幼稚園室、教育政策室
5	児童・青少年の健全育成	こども青少年部	児童青少年課
6	児童・青少年の活動促進	こども青少年部	児童青少年課
7	確かな学力の育成	教育委員会事務局	教育政策室
8	教育環境の充実	教育委員会事務局	教育総務課、学務課、学校給食課
9	生涯学習推進体制の強化	教育委員会事務局	生涯学習課
10	生涯学習活動の促進	教育委員会事務局	生涯学習課
11	芸術文化活動の推進	市民生活部・教育委員会事務局	文化スポーツ課、生涯学習課
12	図書館・郷土博物館サービスの充実	教育委員会事務局	生涯学習課
13	スポーツ・レクリエーション推進体制の充実	市民生活部	文化スポーツ課
14	スポーツ・レクリエーション活動の推進	市民生活部	文化スポーツ課
基本目標2 誰もが健康でいきいきと生活できるまち			
	施策名	担当部局	担当課
15	地域医療体制の整備	市民医療センター	(医)総務課、診療室
16	健康づくり支援の充実	福祉部	福祉保健センター
17	健康づくり体制の推進	市民生活部、福祉部	防犯くらし交通課、福祉総務課、福祉保健センター
18	地域福祉の推進体制づくり	福祉部	福祉総務課、福祉保健センター
19	地域福祉意識の醸成と活動の促進	福祉部	福祉総務課、福祉保健センター
20	介護保険サービスの充実	福祉部、市民医療センター	長寿介護課、(医)総務課、診療室
21	高齢者の社会参加の促進	福祉部	長寿介護課
22	高齢者の生活支援の充実	福祉部	長寿介護課、保険年金課
23	国民健康保険制度の円滑かつ安定的な運営	福祉部	保険年金課、福祉保健センター
24	国民年金事務の円滑な運営	福祉部	保険年金課
25	生活困窮者支援の充実	福祉部	生活支援課
26	自立支援対策の推進	福祉部、教育委員会事務局	障害福祉課、教育政策室
27	障がい福祉環境の整備	福祉部	障害福祉課

基本目標3 安心して安全に暮らせるまち

	施策名	担当部局	担当課
28	消防体制の充実	消防	(消)総務課、警防課、予防課、消防署
29	救急体制の充実	消防	警防課、予防課、消防署
30	火災予防の推進	消防	予防課、消防署
31	地域防災力の強化	危機管理防災課、市民生活部	危機管理防災課、防犯くらし交通課
32	防犯体制の強化	危機管理防災課、市民生活部	危機管理防災課、防犯くらし交通課
33	交通安全対策の推進	市民生活部、福祉部	防犯くらし交通課、長寿介護課
34	消費生活の安全確保	市民生活部	防犯くらし交通課
35	市民相談機能の充実	市民生活部	防犯くらし交通課
36	平和意識の向上	政策秘書室	政策秘書室
37	人権意識の高揚	総務部、教育委員会事務局	庶務課、生涯学習課

基本目標4 緑と潤いのあるまち

	施策名	担当部局	担当課
38	潤いのある緑地空間の創造	環境経済部	みどり公園課
39	緑地・緑道の整備促進	環境経済部	みどり公園課
40	魅力ある公園づくり	環境経済部	みどり公園課
41	水辺環境の整備	都市整備部	道路河川課
42	環境マネジメントシステムの推進	環境経済部	経済政策課、環境課
43	公害対策の推進	環境経済部	環境課
44	温暖化対策	環境経済部	環境課
45	ごみの減量と循環型社会の構築	環境経済部、都市整備部	環境課、まちづくり推進課
46	環境衛生対策の充実	環境経済部	環境課

基本目標5 快適で過ごしやすいまち

	施策名	担当部局	担当課
47	都市マスタープランの推進	都市整備部	都市計画課
48	土地利用の秩序づくり	都市整備部	都市計画課
49	新曽中央地区の整備	都市整備部	まちづくり推進課
50	新曽第一、第二地区の土地区画整理	都市整備部	土地区画整理事務所
51	賑わいのある駅周辺市街地の形成	都市整備部	まちづくり推進課
52	安全な生活道路の整備	市民生活部、都市整備部	防犯くらし交通課、道路河川課
53	安全な橋梁の整備	都市整備部	道路河川課
54	道路網の整備・充実	都市整備部	道路河川課
55	治水機能の向上	都市整備部	道路河川課、土地区画整理事務所
56	住まいの安定的な確保	都市整備部	まちづくり推進課
57	良好な住環境の形成	都市整備部	まちづくり推進課
58	協働による地区の景観形成の推進	都市整備部	都市計画課
59	公共施設等の景観形成の推進	都市整備部	都市計画課
60	デザインによる景観形成の推進	都市整備部	都市計画課

基本目標5 快適で過ごしやすいまち(続き)

61	効率的な上下水道事業の運営	上下水道部	上下水道経営課、水道施設課、下水道施設課
62	上水道の充実	上下水道部	上下水道経営課、水道施設課、下水道施設課
63	公共下水道の普及促進	上下水道部	上下水道経営課、下水道施設課
64	地域公共交通網の充実	市民生活部	防犯くらし交通課
65	駅周辺自転車対策	市民生活部	防犯くらし交通課

基本目標6 活力と賑わいを創出できるまち

	施策名	担当部局	担当課
66	新たな産業の創出支援	環境経済部	経済政策課
67	労働環境の整備	環境経済部	経済政策課
68	中小企業の経営基盤の支援	環境経済部	経済政策課
69	地域産業の支援	環境経済部	経済政策課
70	地域資源を活かしたシティセールス	政策秘書室、環境経済部	政策秘書室、経済政策課
71	都市型農業の振興	環境経済部	経済政策課

基本目標7 人が集い心ふれあうまち

	施策名	担当部局	担当課
72	地域コミュニティの活性化	市民生活部	協働推進課
73	ボランティア・市民活動の支援	市民生活部	協働推進課
74	男女共同参画の推進	市民生活部	協働推進課
75	情報の公開・個人情報の保護	総務部	庶務課
76	広報活動の充実	政策秘書室	政策秘書室
77	地域情報化の推進	総務部	情報政策統計課
78	行政情報化の推進	総務部	情報政策統計課
79	国際・国内交流の促進	市民生活部	協働推進課
80	市内在住外国人への支援の充実	市民生活部	協働推進課

着実な総合振興計画の実行に向けて

	施策名	担当部局	担当課
81	地域力の向上	総務部、市民生活部	経営企画課、協働推進課
82	経営体制の確立	政策秘書室、総務部	政策秘書室、経営企画課
83	進行管理システムの確立と実施	総務部	経営企画課
84	住民基礎情報の管理	市民生活部	市民課
85	民間活力の導入	総務部、財務部	経営企画課、資産経営室
86	財源の確保	総務部、財務部	経営企画課、税務課、収納推進課
87	職員の育成による組織の活性化	総務部	人事課
88	健全な財政運営	財務部、会計課	財政課、入札検査課、会計課
89	施設の計画的な管理	財務部	資産経営室
90	市政の透明性の確保	総務部、議会事務局、行政委員会事務局	庶務課、議会事務局、行政委員会事務局

施策評価シートの構成

施策評価シート

施策を中心となって評価する部局の次長名及び部局長名が記載されています。

作成日	令和 年 月 日	作成者名	評価者名
-----	----------	------	------

1. 施策の位置づけ <PLAN>

基本目標		中心となる課	
分野		関係課	
施策			
施策の目的	戸田市第4次総合振興計画における施策の位置づけを記載しています。 具体的には、基本目標、分野、施策、施策の目的、評価シートの中心となる課、 施策の関係課が記載されています。		

2. 施策の主な取り組み <DO>

取り組み①	
取り組み②	
取り組み③	
取り組み④	
取り組み⑤	施策の中心となる事業(実施計画に掲載されている事務事業名)が記載されています。
その他の取り組み	
その他の取り組み	

3. 施策の指標における成果(主な指標) <CHECK>

指標名	指標の説明 (算定式)	単位	目標値	達成値						
				H27	H28	H29	H30	R1	R2	
その他施策の取組事項 に係る成果	指標は、施策の成果を図る上で、また、進行管理していく上で、非常に重要なものです。 戸田市第4次総合振興計画の各施策に記載されている指標を基本として、施策の成果を 計る重要な物差しとして設定しています。									

4. 施策の展開 <ACTION>

課題	施策における具体的な課題を記載しています。	対応策	左記の課題を解決するために、具体的にどのような対応策をとるのか記載しています。
----	-----------------------	-----	---

○結果と今後の方向性 (シート作成次長記入)

進捗状況 (A 躍進中、B 予定通り、C 遅れ気味)	説明 (総評)
今後の方向性(人員/予算) (↑増加、→維持、↓削減)	施策の進捗状況を「A躍進中」「B予定通り」「C遅れ気味」で表現し、これらの根拠となる説明 を記載しています。 また、今後の方向性を「↑増加」「→維持」「↓削減」のいずれかで表現し、これらの説明を記 載しています。なお、「資源」については、人員と予算の2つの側面から方向性を判断しますが、 どこにどのような資源を投入するか(資源のメリハリづけ)の方針を表すものです。

(評価者コメント)

本施策に対する評価者の意見を記載しています。

当該施策を構成している事務事業の情報が、事務事業評価シートから自動入力され、一覧表で表示されています。

施策という大きな括りから見て、事務事業の優先順位付けとともに、方向性を記載します。施策を担当する部局長・次長が協議して判断するものです。

施策評価シート

作成日 令和 年 月 日 作成次長名 評価者名

5. 事務事業の検討【一般会計】

(単位：千円)

大 事 業	中 事 業	事務事業名	事業コード	事業内容	事業区分	事務事業評価の結果							★事務事業の方向性			R3 予算額	事業費 うち 一般財源		
						R1 決算額	R2 予算額	事業の 方向性	実施 計画 候補	評価結果				事業の 方向性	実施 計画 候補			施策 内 優先 度	コメント
										施策への 貢献度	経費 水準	事業 手法	受益・ 負担の 公平性						
						R3 計画額	事業費 うち一般財源 人件費												
							2	○	A	A	A	B	2	○	A				
							1		A	B	A	B	1						
									B	C	C	B	3						
									B	B	B	B	5						
計 (千円)																			

施策から事務事業を見て、
 1現状で継続 2拡大して継続 3縮小して継続
 4他事業と統合 5休止 6その他見直し
 7令和2年度で終了 8令和元年度で終了
 9平成30年度で終了
 のいずれかの方向性で判断します。
 また、実施計画候補となる事務事業には「○」を付け
 ます。
 さらに、施策内優先度欄には、優先度の高いものか
 ら「A」「B」「C」のいずれかで判断します。その他、
 「法」(法定受託事務)、「義」(自治事務のうち義務的
 なもの)、「予」(予算管理上のシート)、「終」(令和2年
 度までに終了予定の事業)があります。

各事務事業に関する、方向性、優
 先度、次年度必要額などの判断に
 ついて、その根拠や今後留意すべ
 き点などを記載します。

次年度の各事務事業
 の必要事業費と、そのう
 ちの一般財源の額が記
 載されます。

事業の方向性： 1 現状で継続 2 拡大して継続 3 縮小して継続 4 他事業と統合 5 休止 6 その他見直し
 7 令和2年度で終了 8 令和元年度で終了 9 平成30年度で終了

3 施策評価の結果

(1) 進捗状況及び今後の方向性

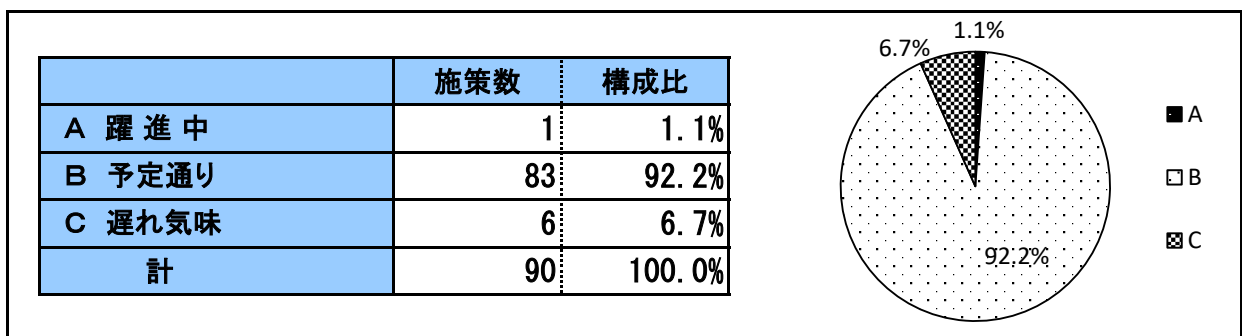
基本目標の実現に向けて「施策が着実に進んでいるのか」や「今後、どのような方向でこの施策を進めて行くのか」等の評価するため、施策評価において「進捗状況」及び「今後の方向性」を下記のとおり評価することとしています。

[進捗状況]	A	...	躍進中
	B	...	予定通り
	C	...	遅れ気味
[今後の方向性] (人員/予算)	↑	...	増加
	→	...	維持
	↓	...	削減

「資源」については、「人員」と「予算」の2つの側面から方向性を判断します。なお、「↓削減」は、必ずしもマイナスの意味合いだけでなく、人員・予算を抑えて成果向上を目指す場合や目標等を達成した場合も含まれます。

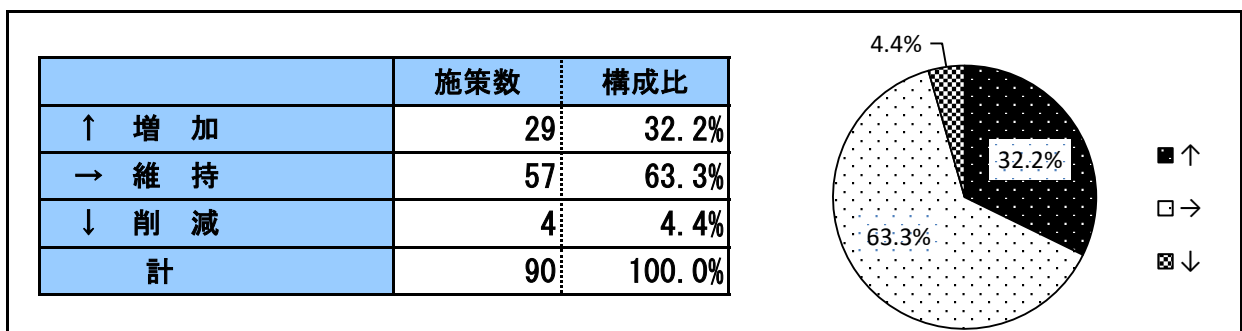
① 進捗状況

90施策中、「躍進中」は1件、「予定通り」は83件、「遅れ気味」は6件でした。



② 今後の方向性 (人員/予算)

90施策中、「↑増加」は35件、「→維持」は55件、「↓削減」は0件でした。



(2) 施策内優先度

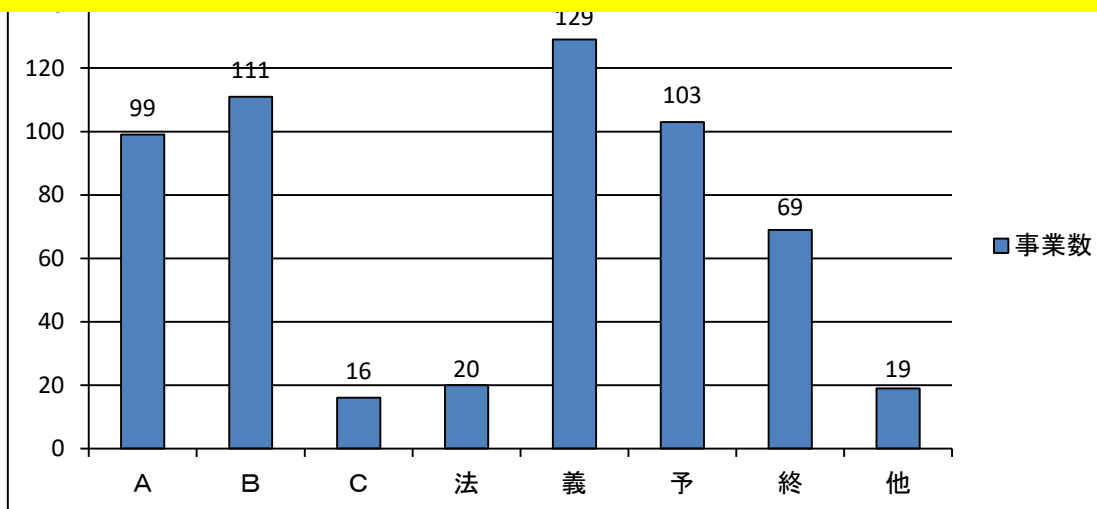
平成23年度から施策内における事務事業の優先順位付けを行い、事業の取捨選択へつなげる目的から、施策内優先度欄を設けています。

市が任意的に実施している事業については、優先度の高い順にA、B、Cで評価しています。また、法定受託事務（※1）については「法」、義務的事務（※2）については「義」、予算管理シート（※3）については「予」、令和2年度までに終了する事業については「終」を入力しています。

なお、法定受託事務や義務的事務で、予算管理シートの場合は予算管理シートを優先して「予」を付けることとし、予算管理シートで令和3年度までに終了する事業については、終了する事業を優先して「終」を付けることとしています。

評価	事業数	構成比
A（優先度 高）	99	17.5%
B（優先度 中）	111	19.6%
C（優先度 低）	16	2.8%
法（法定受託事務）	20	3.5%
義（義務的事業）	129	22.8%
予（予算管理シート）	103	18.2%
終（令和3年度までに終了）	69	12.2%
その他（休止中の事業）	19	3.4%
計	566	100.0%

※上記事業数については、令和元年度に実施した事務事業（事後評価）、令和3年度から開始する事務事業（事前評価）に加え、令和元年度から開始し、進行中の事業も含めております。



用語解説

- ※1 適正な処理を確保するため、法令によって国から都道府県、市町村、特別区に処理を委任された事務のこと。
- ※2 地方公共団体の処理する事務のうち、法定受託事務を除いたもので、個別の法令（県の条例・計画を含む）で市の事務とされているもの。
- ※3 庶務・調整・予算管理的な性質を主とする事業で、事業内容等の評価を行わず、予算編成の必要性から「事務事業評価シート」の作成のみを行っているシート。

(3) 各施策の進捗状況及び今後の方向性一覧

※下線部分は、中心となる部局または課

基本目標1 子どもの成長と生涯にわたる学びのまち					
	施策名	進捗状況	今後の方向性	担当部局	担当課
1	子育て不安の解消	B	↑	こども青少年部	こども家庭課、保育幼稚園室、児童青少年課
2	子育て家庭への経済的支援	B	→	こども青少年部	こども家庭課、保育幼稚園室
3	保育環境の充実	B	↑	こども青少年部	こども家庭課、 <u>保育幼稚園室</u> 、児童青少年課
4	幼児教育の充実促進	B	→	こども青少年部・教育委員会事務局	こども家庭課、 <u>保育幼稚園室</u> 、教育政策室
5	児童・青少年の健全育成	C	↓	こども青少年部	児童青少年課
6	児童・青少年の活動促進	B	→	こども青少年部	児童青少年課
7	確かな学力の育成	B	↑	教育委員会事務局	教育政策室
8	教育環境の充実	B	↑	教育委員会事務局	教育総務課、学務課、学校給食課
9	生涯学習推進体制の強化	C	↓	教育委員会事務局	生涯学習課
10	生涯学習活動の促進	B	→	教育委員会事務局	生涯学習課
11	芸術文化活動の推進	B	→	市民生活部・教育委員会事務局	文化スポーツ課、生涯学習課
12	図書館・郷土博物館サービスの充実	C	↑	教育委員会事務局	生涯学習課
13	スポーツ・レクリエーション推進体制の充実	B	↑	市民生活部	文化スポーツ課
14	スポーツ・レクリエーション活動の推進	B	→	市民生活部	文化スポーツ課
基本目標2 誰もが健康でいきいきと生活できるまち					
	施策名	進捗状況	今後の方向性	担当部局	担当課
15	地域医療体制の整備	B	↑	市民医療センター	(医)総務課、診療室
16	健康づくり支援の充実	B	→	福祉部	福祉保健センター
17	健康づくり体制の推進	B	→	市民生活部、福祉部	防犯くらし交通課、福祉総務課、福祉保健センター
18	地域福祉の推進体制づくり	B	→	福祉部	福祉総務課、福祉保健センター
19	地域福祉意識の醸成と活動の促進	B	→	福祉部	福祉総務課、福祉保健センター
20	介護保険サービスの充実	B	↑	福祉部、市民医療センター	長寿介護課、(医)総務課、診療室
21	高齢者の社会参加の促進	B	→	福祉部	長寿介護課
22	高齢者の生活支援の充実	B	→	福祉部	長寿介護課、保険年金課
23	国民健康保険制度の円滑かつ安定的な運営	B	→	福祉部	保険年金課、福祉保健センター
24	国民年金事務の円滑な運営	B	↑	福祉部	保険年金課
25	生活困窮者支援の充実	B	↑	福祉部	生活支援課
26	自立支援対策の推進	B	↑	福祉部、教育委員会事務局	障害福祉課、教育政策室
27	障がい福祉環境の整備	B	↑	福祉部	障害福祉課

基本目標3 安心して安全に暮らせるまち

	施策名	進捗状況	今後の方向性	担当部局	担当課
28	消防体制の充実	A	↓	消防	(消)総務課、警防課、予防課、消防署
29	救急体制の充実	B	↑	消防	警防課、予防課、消防署
30	火災予防の推進	B	→	消防	予防課、消防署
31	地域防災力の強化	B	↑	危機管理防災課、市民生活部	危機管理防災課、防犯くらし交通課
32	防犯体制の強化	B	↑	危機管理防災課、市民生活部	危機管理防災課、防犯くらし交通課
33	交通安全対策の推進	B	→	市民生活部、福祉部	防犯くらし交通課、長寿介護課
34	消費生活の安全確保	B	→	市民生活部	防犯くらし交通課
35	市民相談機能の充実	B	→	市民生活部	防犯くらし交通課
36	平和意識の向上	B	→	政策秘書室	政策秘書室
37	人権意識の高揚	B	→	総務部、教育委員会事務局	庶務課、生涯学習課

基本目標4 緑と潤いのあるまち

	施策名	進捗状況	今後の方向性	担当部局	担当課
38	潤いのある緑地空間の創造	B	→	環境経済部	みどり公園課
39	緑地・緑道の整備促進	B	↑	環境経済部	みどり公園課
40	魅力ある公園づくり	B	→	環境経済部	みどり公園課
41	水辺環境の整備	B	→	都市整備部	道路河川課
42	環境マネジメントシステムの推進	B	→	環境経済部	経済政策課、環境課
43	公害対策の推進	B	→	環境経済部	環境課
44	温暖化対策	B	→	環境経済部	環境課
45	ごみの減量と循環型社会の構築	B	→	環境経済部、都市整備部	環境課、まちづくり推進課
46	環境衛生対策の充実	B	→	環境経済部	環境課

基本目標5 快適で過ごしやすいまち

	施策名	進捗状況	今後の方向性	担当部局	担当課
47	都市マスタープランの推進	B	→	都市整備部	都市計画課
48	土地利用の秩序づくり	B	→	都市整備部	都市計画課
49	新曽中央地区の整備	B	→	都市整備部	まちづくり推進課
50	新曽第一、第二地区の土地区画整理	B	↑	都市整備部	土地区画整理事務所
51	賑わいのある駅周辺市街地の形成	B	→	都市整備部	まちづくり推進課
52	安全な生活道路の整備	B	↑	市民生活部、都市整備部	防犯くらし交通課、道路河川課
53	安全な橋梁の整備	B	→	都市整備部	道路河川課
54	道路網の整備・充実	B	↑	都市整備部	道路河川課
55	治水機能の向上	B	↑	都市整備部	道路河川課、土地区画整理事務所
56	住まいの安定的な確保	B	↑	都市整備部	まちづくり推進課
57	良好な住環境の形成	B	→	都市整備部	まちづくり推進課
58	協働による地区の景観形成の推進	B	→	都市整備部	都市計画課
59	公共施設等の景観形成の推進	B	→	都市整備部	都市計画課
60	デザインによる景観形成の推進	B	→	都市整備部	都市計画課

基本目標5 快適で過ごしやすいまち(続き)					
61	効率的な上下水道事業の運営	B	→	上下水道部	上下水道経営課、水道施設課、下水道施設課
62	上水道の充実	B	↑	上下水道部	上下水道経営課、水道施設課、下水道施設課
63	公共下水道の普及促進	B	↑	上下水道部	上下水道経営課、下水道施設課
64	地域公共交通網の充実	B	→	市民生活部	防犯くらし交通課
65	駅周辺自転車対策	B	→	市民生活部	防犯くらし交通課
基本目標6 活力と賑わいを創出できるまち					
	施策名	進捗状況	今後の方向性	担当部局	担当課
66	新たな産業の創出支援	B	↓	環境経済部	経済政策課
67	労働環境の整備	B	↑	環境経済部	経済政策課
68	中小企業の経営基盤の支援	B	↑	環境経済部	経済政策課
69	地域産業の支援	B	→	環境経済部	経済政策課
70	地域資源を活かしたシティセールス	B	→	政策秘書室、環境経済部	政策秘書室、経済政策課
71	都市型農業の振興	B	→	環境経済部	経済政策課
基本目標7 人が集い心ふれあうまち					
	施策名	進捗状況	今後の方向性	担当部局	担当課
72	地域コミュニティの活性化	C	→	市民生活部	協働推進課
73	ボランティア・市民活動の支援	B	↑	市民生活部	協働推進課
74	男女共同参画の推進	C	→	市民生活部	協働推進課
75	情報の公開・個人情報の保護	B	→	総務部	庶務課
76	広報活動の充実	B	→	政策秘書室	政策秘書室
77	地域情報化の推進	B	→	総務部	情報政策統計課
78	行政情報化の推進	B	↑	総務部	情報政策統計課
79	国際・国内交流の促進	B	→	市民生活部	協働推進課
80	市内在住外国人への支援の充実	C	↑	市民生活部	協働推進課
着実な総合振興計画の実行に向けて					
	施策名	進捗状況	今後の方向性	担当部局	担当課
81	地域力の向上	B	→	総務部、市民生活部	経営企画課、協働推進課
82	経営体制の確立	B	→	政策秘書室、総務部	政策秘書室、経営企画課
83	進行管理システムの確立と実施	B	→	総務部	経営企画課
84	住民基礎情報の管理	B	↑	市民生活部	市民課
85	民間活力の導入	B	→	総務部、財務部	経営企画課、資産経営室
86	財源の確保	B	→	総務部、財務部	経営企画課、税務課、収納推進課
87	職員の育成による組織の活性化	B	→	総務部	人事課
88	健全な財政運営	B	→	財務部、会計課	財政課、入札検査課、会計課
89	施設の計画的な管理	B	→	財務部	資産経営室
90	市政の透明性の確保	B	→	総務部、議会事務局、行政委員会事務局	庶務課、議会事務局、行政委員会事務局

Ⅱ 事務事業評価

1 事務事業評価の概要

(1) 事務事業評価とは

事務事業は「施策」を実現するための手段であり、人、物、金などの資源を使って行われる、より具体的な行政活動です。

そして、事務事業評価は、「事務事業」について、立案、進行管理、業績・成果の確認、改善などを行うための仕組みです。

また、「施策評価」と連携することで、施策単位からも、課が担っている事務事業の成果がどのくらい達成されたかを明らかにし、次年度からの事務事業の方向性を決定します。

(2) 対象事業

令和元年度に実施した事務事業と令和3年度から新たに実施する予定の事務事業を対象とし、全557事務事業（※事中評価除く）について「事務事業評価シート」を作成しました。

ただし、庶務・調整・予算管理的な性質を主とする118事業については、「事務事業評価」を実施する意義が薄いため、事業内容等の評価を行わないこととしていますが、予算編成上の必要性から「事務事業評価シート」の作成のみを行いました。

なお、事業内容等の評価を行った433事業のうち、事前評価の対象は令和2年度に新たに実施予定の2事業で、事後評価の対象は431事業です。

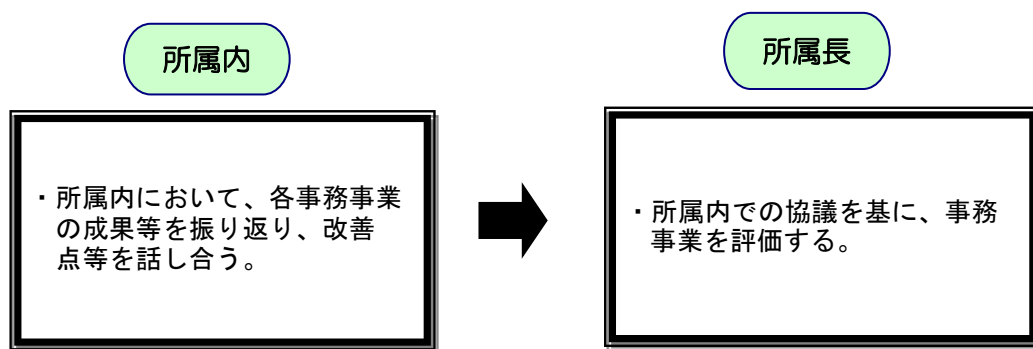
※事中評価：本年度中に開始する事業の評価

(3) 評価の流れ

「事務事業評価」は事務事業を所管する所属（課・室）が評価することになっています。

評価に当たっては、まず、所属内で事務事業を分析し、成果等を振り返り、改善点等を話し合います。

そして、それらを基に、所属長が成果を踏まえ、施策への貢献度、経費水準、事業手法、受益負担の公平性等を評価し、事業の方向性の意思決定を行います。



(4) 評価シート

事務事業評価シートについては、令和3年度からスタートする事業の評価を記載した「事前評価シート」と、令和元年度に実施した事業の評価を記載した「事後評価シート」があり、それぞれのシートの構成は次ページのとおりです。

事前評価シートの構成

戸田市 事務事業評価 《事前評価シート》

頁

事務事業名	評価する事務事業の名称を記載しています。		
担当組織	事務事業を担当している所属名を記載しています。	担当	担当名を記載しています。
組織コード	会計・款・項・目・大事業・中事業	記入日	令和 年 月 日

1. 事務事業の概要

総合振興計画上の位置づけ		実施計画候補
基本目標	当該事業の計画上の実施年度を記載しています。	
分野	総合振興計画上の事務事業の位置づけを記載しています。	
施策	○ 対象 ○ 対象外	
事業期間	平成 年度～令和 年度	
根拠法令 通達等	事務事業の実施根拠となる法令・条例などを記載しています。	関連計画 施政方針 事務事業に関連する上位計画や施政方針等を記載しています。
事業区分	○ 法定受託事務 ○ 自治事務のうち義務的なもの ○ 自治事務のうち任意のもの	
対象	当該事業が誰のために実施されるのか、事業の主たる対象者を記載しています。	
事業目的	当該事業を実施することによって、どのような成果を目指すのか、その結果、前項の対象をどのような状態に導くことを目指すのか、施策の達成にどのような役割を果たすのかについて記載しています。	
事業内容	当該事務事業の事業内容(業務活動内容)を記載しています。	
実施主体	□ 市による単独直営 □ 委託 (□ 3t・財団 □ 企業 □ 市民・NPO) □ 協働・協力 ()	

実施計画とは、市が優先的・重点的に取り組むべき具体的な事業計画です。

「事業区分」の該当区分にチェックが付されています。※詳細は、下表の用語解説を参照してください。

「実施主体」について、該当区分にチェックが付されています。「協働・協力」選択した場合は、具体的な団体名等を記載しています。

2. 事務事業の計画

(1) 投入資源(予算と人員)

		令和3年度 計画額(千円)	令和4年度 計画額(千円)	令和5年度 計画額(千円)
事業内容	各年次で想定される事業内容を記載しています。			
事業費	3年における予算上の概算事業費を記載しています。			
財源内訳	国庫支出金			
	県支出金			
	起債			
	その他	事業費の財源内訳を記載しています。		
一般財源				
人件費	従事職員数に常勤職員の平均給与(6,897千円)をかけて算出しています。			
投入	常勤職員	人	人	人
人員	非常勤職員	人	人	人
事業費+人件費	事業費と人件費の合計額を記載しています。			

第4次総合振興計画の期間は令和2年度までとなりますが、令和3年度以降も継続が見込まれる事業については、計画期間終了後についても、概算で金額を入力しています。

1年間で当該事務事業に投入する予定の常勤職員と非常勤職員(事業費に含まれるパートの方も含む)の「労働力」を記載しています。

用語解説

- 法定受託事務: 適正な処理を確保するため、法令によって国から都道府県、市町村、特別区に処理を委任された事務のこと。
(例) 戸籍事務や国・県知事・県議選挙、生活保護の決定・実施、国の指定統計など
- 自治事務のうち義務的なもの: 地方公共団体の処理する事務のうち、法定受託事務を除いたもので、個別の法令(県の条例、計画を含む)で市の事務とされているもの。
(例) 介護保険サービス、国民健康保険の給付、児童福祉・老人福祉・障害者福祉サービスなど
- 自治事務のうち任意のもの: 地方公共団体の処理する事務のうち、法定受託事務を除いたもので、事業の存廃を市が決定できるもの。
(例) 各種助成金等(乳幼児医療費給付等)の交付、公共施設(スポーツセンター等)の管理など

(2) 事業目標						
指標名	単位	説明・算定式	令和3年度 目標値	令和4年度 目標値	令和5年度 目標値	
活動①		行政資源を投入して、どれだけの活動を行うのか、どれだけのサービスを提供するのかを記載しています。				
活動②						
成果①		上記活動の結果、前項の「対象」がどのような影響(成果)を受けたかを記載しています。				
成果②						

3. 事前評価

施策への貢献度	<p>施策の目標達成に向けて貢献しているか。</p> <p>A：施策の目標達成に大いに貢献している。 B：施策の目標達成に貢献している。 C：施策の目標達成ある程度貢献している。 D：施策の目標達成への貢献度は低い。</p>
	<p><判断理由></p> <p>○当該事務事業が上位施策の実現につながるか ○市民満足度を高める事業であるか などの観点から記載しています。</p>
経費水準	<p>事業費・人件費の水準は適正か。</p> <p>A：経費の精査が十分になされている。 B：経費は適正な範囲である。 C：経費の一部に見直しが必要である。 D：経費の抜本的な見直しが必要である。</p>
	<p><判断理由></p> <p>○他自治体や民間と比較して事業コストの妥当性 ○当該事務事業に投入する総コストを成果見込量と比較して、経費が効果的・効率的に使われる見込みがあるか などの観点から記載しています。</p>
事業手法	<p>事業手法は適正か。</p> <p>A：事業手法は工夫され、非常に効率的・効果的である。 B：事業手法は適正な内容である。 C：事業手法の一部に見直しが必要である。 D：事業手法の抜本的な見直しが必要である。</p>
	<p><判断理由></p> <p>○当該事務事業に市が関与する理由の妥当性 ○民間委託など他に効率的な事業手法があるのかどうか などの観点から記載しています。</p>
受益・負担の公平性	<p>受益の公平性と負担の適正化は図られているか。</p> <p>A：受益・負担は十分な検討、見直しを実施している。 B：受益・負担は適正な範囲である。 C：受益・負担の一部に見直しが必要である。 D：受益・負担の抜本的な見直しが必要である。</p>
	<p><判断理由></p> <p>○当該事務事業の受益者負担の対象や負担額は適切か ○当該事務事業の対象者・非対象者の公平性 などの観点から記載しています。</p>

4. 意思決定

意思決定	<p>○ A：この計画で実施する ○ B：計画を見直して実施する ○ C：実施しない</p> <p><「意思決定」に関する判断理由・コメント></p> <p>前項の「事業計画」「事前評価」を受け、当該事務事業を実施するべきか否か及び関連事業をどのように見直したかについて記載しています。</p>
事業実施における留意点	<p>上記「意思決定」のうち、A、Bと判断した場合には、当該事務事業に影響を与える社会情勢の変化や時期的なもの、対象者への配慮、実施に当たって解決すべき課題などを記載しています。</p>

事後評価シートの構成

戸田市 事務事業評価 《事後評価シート》

頁

事務事業名	評価する事務事業の名称を記載しています。				
担当組織	事務事業を担当している所属名を記載しています。			担当	担当名を記載しています。
組織コード	R2 R1		会計・款・項・目・大事業・中事業	R2 R1	記入日 令和 年 月 日

実施計画とは、市が優先的・重点的に取り組むべき具体的な事業計画です。

1. 事務事業の概要

基本目標		総合振興計画上の位置づけ		実施計画候補
分野	総合振興計画上の事務事業の位置づけを記載しています。			<input type="radio"/> 対象
施策				<input type="radio"/> 対象外
事業期間	平成 年度 ~ 令和 年度			
根拠法令 通達等	事務事業の実施根拠となる法令・条例などを記載しています。	関連計画 施政方針	事務事業に関連する上位計画や施政方針等を記載しています。	
事業区分	<input type="radio"/> 法定受託事務 <input type="radio"/> 自治事務のうち義務的なもの <input type="radio"/> 自治事務のうち任意のもの			
対象	当該事業が誰のために実施されるのか、事業の主たる対象者を記載しています。			
事業目的	当該事業を実施することによって、どのような成果を目指すのかを記載しています。そして、その結果、前項の対象をどのような状態に導くことを目指すのかについて記載しています。			
事業内容	当該事務事業の事業内容(業務活動内容)を記載しています。			
実施主体	<input type="checkbox"/> 市による単独直営 <input type="checkbox"/> 委託 (<input type="checkbox"/> 3社・財団 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 市民・NPO) <input type="checkbox"/> 協働・協力 ()			

当該事業の計画上の実施年度を記載しています。

「事業区分」の該当区分にチェックが付されています。※詳細は、下表の用語解説を参照してください。

「実施主体」について、該当区分にチェックが付されています。「協働・協力」選択した場合は、具体的な団体名等を記載しています。

2. 実施結果

		令和元年度 執行額(千円)	令和2年度 予算額(千円)	令和3年度 計画額(千円)	令和4年度 計画額(千円)	令和5年度 計画額(千円)	
事業の 予算・ 実績	事業内容	5か年分の事業内容を記載しています。					
	事業費						
	財源内訳	国庫支出金	5か年における予算上の概算事業費を記載しています。				
		県支出金					
		起債					
		その他	事業費の財源内訳を記載しています。				
	一般財源						
人件費	従事職員数に常勤職員の平均給与(6,897千円)をかけて算出しています。						
投入 人員	常勤職員	1年間で当該事務事業に投入する予定の常勤職員と非常勤職員(事業費に含まれるパートの方も含む)の「労働力」を記載しています。				人	
	非常勤職員					人	
	事業費+人件費	事業費と人件費の合計額を記載しています。					
目標達成 状況	指標名	単位	説明・算定式	H30 目標 H30 実績	R1 目標 R1 実績	R2 目標 R2 実績	
	活動①						
	活動②	行政資源を投入して、どれだけの活動を行うのか、どれだけのサービスを提供するのか記載しています。					
	成果①	上記活動の結果、「1 事務事業の概要」で記載した「対象」がどのような影響(成果)を受けたか記載しています。					
	成果②						
目標達成 状況 の分析	A: 活動・成果ともに達成した。 <判断理由> 上記の目標値と実績値を踏まえ、各指標において、目標が達成されたか否かを判断し、目標が達成されなかった場合には、その原因の分析結果を記載しています。						

第4次総合振興計画の期間は令和2年度までとなりますが、令和3年度以降も継続が見込まれる事業については、計画期間終了後についても、概算で金額を入力しています。

用語解説

- 法定受託事務: 適正な処理を確保するため、法令によって国から都道府県、市町村、特別区に処理を委任された事務のこと。
(例) 戸籍事務や国・県知事・県議選挙、生活保護の決定・実施、国の指定統計など
- 自治事務のうち義務的なもの: 地方公共団体の処理する事務のうち、法定受託事務を除いたもので、個別の法令(県の条例、計画を含む)で市の事務とされているもの。
(例) 介護保険サービス、国民健康保険の給付、児童福祉・老人福祉・障害者福祉サービスなど
- 自治事務のうち任意のもの: 地方公共団体の処理する事務のうち、法定受託事務を除いたもので、事業の存廃を市が決定できるもの。
(例) 各種助成金等(乳幼児医療費給付等)の交付、公共施設(スポーツセンター等)の管理など

3. 評価結果

施策への貢献度	評価結果			施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	29年度	30年度	1年度	A：施策の目標達成に大いに貢献している。 B：施策の目標達成に貢献している。 C：施策の目標達成にある程度貢献している。 D：施策の目標達成への貢献度は低い。
	-	A	A	<判断理由> ○当該事務事業が上位施策の実現につながっているか ○市民満足度を高める事業となっているか などの観点から記載しています。
経費水準	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
	29年度	30年度	1年度	A：経費の精査が十分になされている。 B：経費は適正な範囲である。 C：経費の一部に見直しが必要である。 D：経費の抜本的な見直しが必要である。
	-	A	A	<判断理由> ○他自治体や民間と比較して、事業コストの妥当性 ○当該事務事業に投入された総コストを成果量と比較して、経費が効果的・効率的に使われたのか などの観点から記載しています。
事業手法	評価結果			事業手法は適正か。
	29年度	30年度	1年度	A：事業手法は工夫され、非常に効率的・効果的である。 B：事業手法は適正な内容である。 C：事業手法の一部に見直しが必要である。 D：事業手法の根本的な見直しが必要である。
	-	A	A	<判断理由> ○当該事務事業に市が関与する理由の妥当性 ○民間に任せられる余地があるのかどうか などの観点から記載しています。
受益・負担の公平性	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	29年度	30年度	1年度	A：受益・負担は十分な検討、見直しを実施している。 B：受益・負担は適正な範囲である。 C：受益・負担の一部に見直しが必要である。 D：受益・負担の抜本的な見直しが必要である。
	-	A	A	<判断理由> ○当該事務事業の受益者負担や負担額は適切か ○当該事務事業の対象者・非対象者の公平性 などの観点から記載しています。

4. 令和元年度中に実施した見直し内容

見直し内容	令和元年度中に見直した内容、改善した内容等について記載しています。
見直しの効果	上記見直しの結果、どのような効果が得られたかについて記載しています。

5. 今後の方針

事業の方向性	<input type="radio"/> 1 現状で継続 <input checked="" type="radio"/> 2 拡大して継続 <input type="radio"/> 3 縮小して継続 <input type="radio"/> 4 他事業と統合 <input type="radio"/> 5 休止 <input type="radio"/> 6 その他見直し <input type="radio"/> 7 令和3年度で終了 <input type="radio"/> 8 令和2年度で終了 <input type="radio"/> 9 令和元年度で終了 <判断理由>	該当区分にチェックを付しています。
	1~9を選択した理由について記載しています。	
今後の取組方針	当該事務事業の見直し内容、事業の方向性を踏まえ、今後の取組方針について記載しています。	

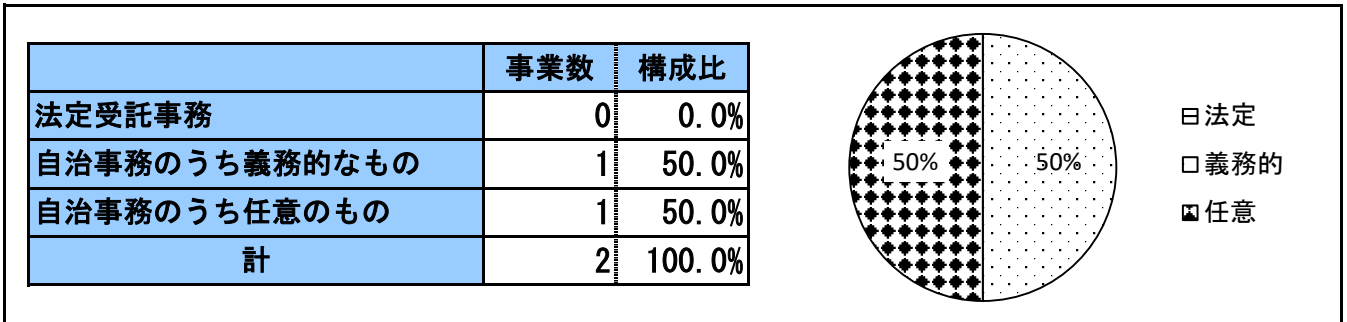
2 事務事業評価の結果

(1) 事前評価の実施結果

令和3年度からスタートする2事務事業について評価を行いました。
実施結果については、以下の①から③までの項目に対して検証を行いました。

①事業区分

2事務事業中、「法定受託事務」は0件、「自治事務のうち義務的なもの」は1件、「自治事務のうち任意のもの」は1件でした。

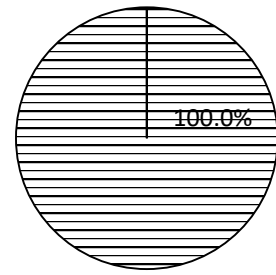


②分析

「施策への貢献度」、「経費水準」、「事業手法」、「受益・負担の公平性」の4項目を設け、それぞれについて「A～D」で評価しています。

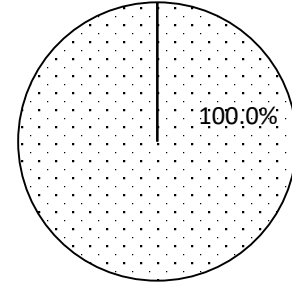
施策への貢献度・・・2事業中、「A」2件、「B」0件、「C」0件、「D」0件
経費水準・・・・・・・・2事業中、「A」0件、「B」2件、「C」0件、「D」0件
事業手法・・・・・・・・2事業中、「A」1件、「B」1件、「C」0件、「D」0件
受益・負担の公平性・2事業中、「A」0件、「B」2件、「C」0件、「D」0件

施策への貢献度	事業数	構成比
A 施策の目標達成に大いに貢献している。	2	100.0%
B 施策の目標達成に貢献している。	0	0.0%
C 施策の目標達成にある程度貢献している。	0	0.0%
D 施策の目標達成への貢献度は低い。	0	0.0%
計	2	100.0%



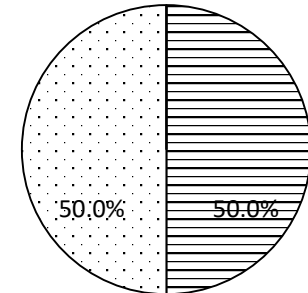
- A
- B
- C
- D

経費水準	事業数	構成比
A 経費の精査が十分になされている。	0	0.0%
B 経費は適正な範囲である。	2	100.0%
C 経費の一部に見直しが必要である。	0	0.0%
D 経費の抜本的な見直しが必要である。	0	0.0%
計	2	100.0%



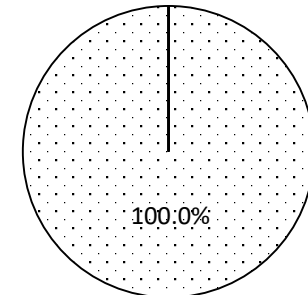
- A
- B
- C
- D

事業手法	事業数	構成比
A 事業手法が工夫され、非常に効率的・効果的である。	1	50.0%
B 事業手法は適正な内容である。	1	50.0%
C 事業手法の一部に見直しが必要である。	0	0.0%
D 事業手法の抜本的な見直しが必要である。	0	0.0%
計	2	100.0%



- A
- B
- C
- D

受益・負担の公平性	事業数	構成比
A 受益・負担は十分な検討、見直しを実施している。	0	0.0%
B 受益・負担は適正な範囲である。	2	100.0%
C 受益・負担の一部に見直しが必要である。	0	0.0%
D 受益・負担の抜本的な見直しが必要である。	0	0.0%
計	2	100.0%

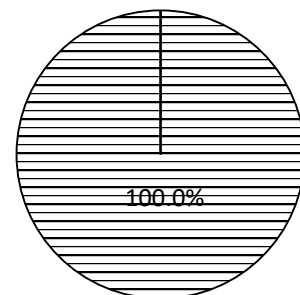


- A
- B
- C
- D

③評価と意思決定

2事務事業中、「A この計画で実施する」は2件、「B 計画を見直して実施する」は0件、「C 実施しない」は0件でした。

	事業数	構成比
A : この計画で実施する	2	100.0%
B : 計画を見直して実施する	0	0.0%
C : 実施しない	0	0.0%
計	2	100.0%



- A
- B
- C

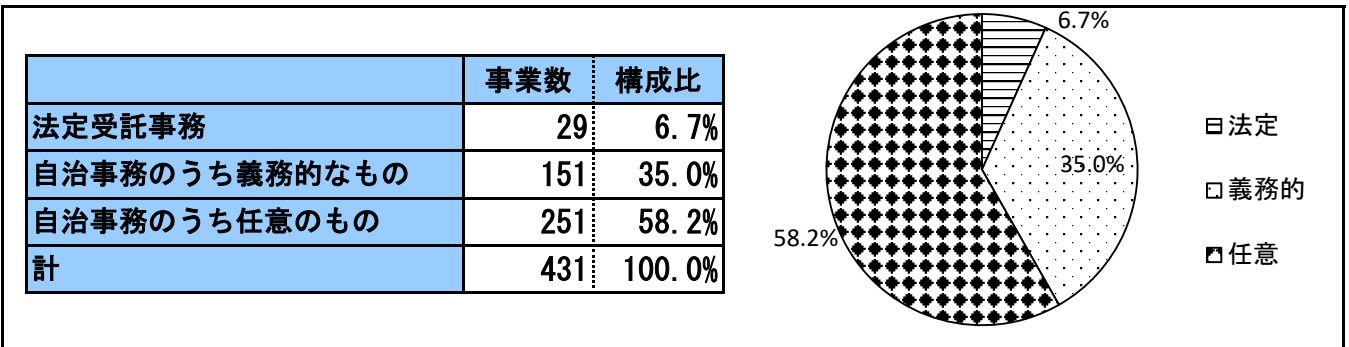
(2) 事後評価の実施結果

令和元年度に実施した555事務事業のうち、431事務事業について評価を行いました。評価を行わなかった124事務事業は、予算管理の必要性からシートを作成したものであり、その性質上評価に適さないことから、評価を行わなかったものです。

実施結果については、以下の①から④までの項目に対して検証を行いました。

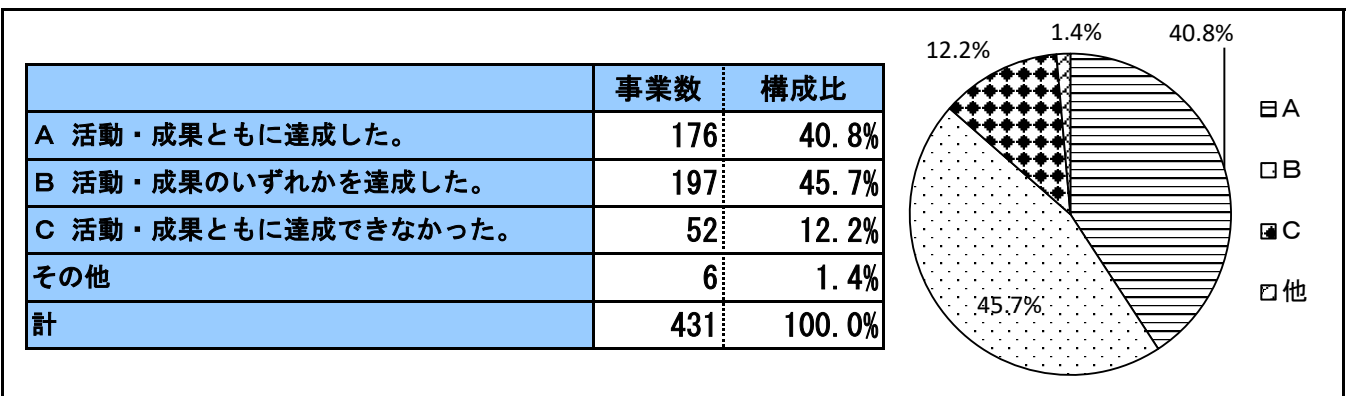
①事業区分

431事務事業中、「法定受託事務」は29件、「自治事務のうち義務的なもの」は151件、「自治事務のうち任意のもの」は251件でした。



②目標達成状況の分析

431事務事業中、「A活動・成果ともに達成した。」は176件、「B活動・成果のいずれかを達成した。」は197件、「C活動・成果ともに達成できなかった。」は52件、「その他」は6件でした。

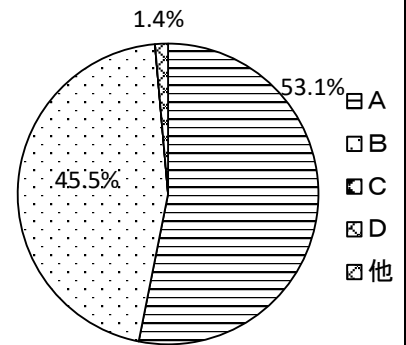


③分析

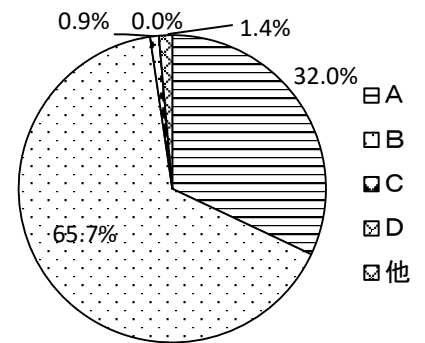
「施策への貢献度」、「経費水準」、「事業手法」、「受益・負担の公平性」の4項目を設け、それぞれについて「A～D」で評価しています。

施策への貢献度・・・431事業中、「A」228件、「B」196件、「C」0件、「D」0件、「その他」7件
 経費水準・・・・・・・・431事業中、「A」137件、「B」283件、「C」4件、「D」0件、「その他」7件
 事業手法・・・・・・・・431事業中、「A」119件、「B」301件、「C」4件、「D」0件、「その他」7件
 受益・負担の公平性・431事業中、「A」107件、「B」310件、「C」7件、「D」0件、「その他」7件

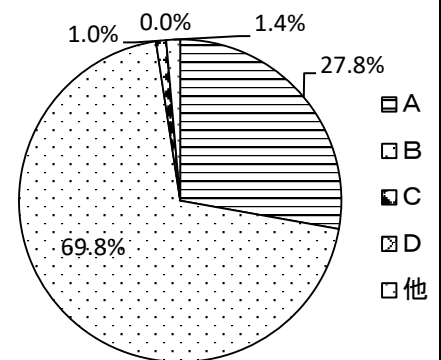
施策への貢献度	事業数	構成比
A 施策の目標達成に大いに貢献している。	229	53.1%
B 施策の目標達成に貢献している。	196	45.5%
C 施策の目標達成にある程度貢献している。	0	0.0%
D 施策の目標達成への貢献度は低い。	0	0.0%
その他	6	1.4%
計	431	100.0%



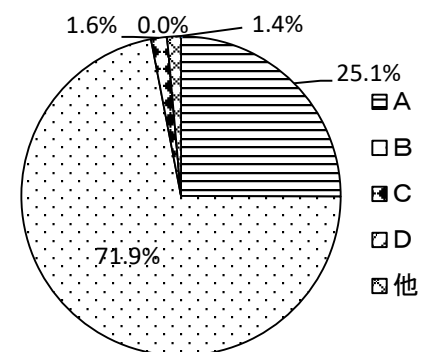
経費水準	事業数	構成比
A 経費の精査が十分になされている。	138	32.0%
B 経費は適正な範囲である。	283	65.7%
C 経費の一部に見直しが必要である。	4	0.9%
D 経費の抜本的な見直しが必要である。	0	0.0%
その他	6	1.4%
計	431	100.0%



事業手法	事業数	構成比
A 事業手法が工夫され、非常に効率的・効果的である。	120	27.8%
B 事業手法は適正な内容である。	301	69.8%
C 事業手法の一部に見直しが必要である。	4	1.0%
D 事業手法の抜本的な見直しが必要である。	0	0.0%
その他	6	1.4%
計	431	100.0%



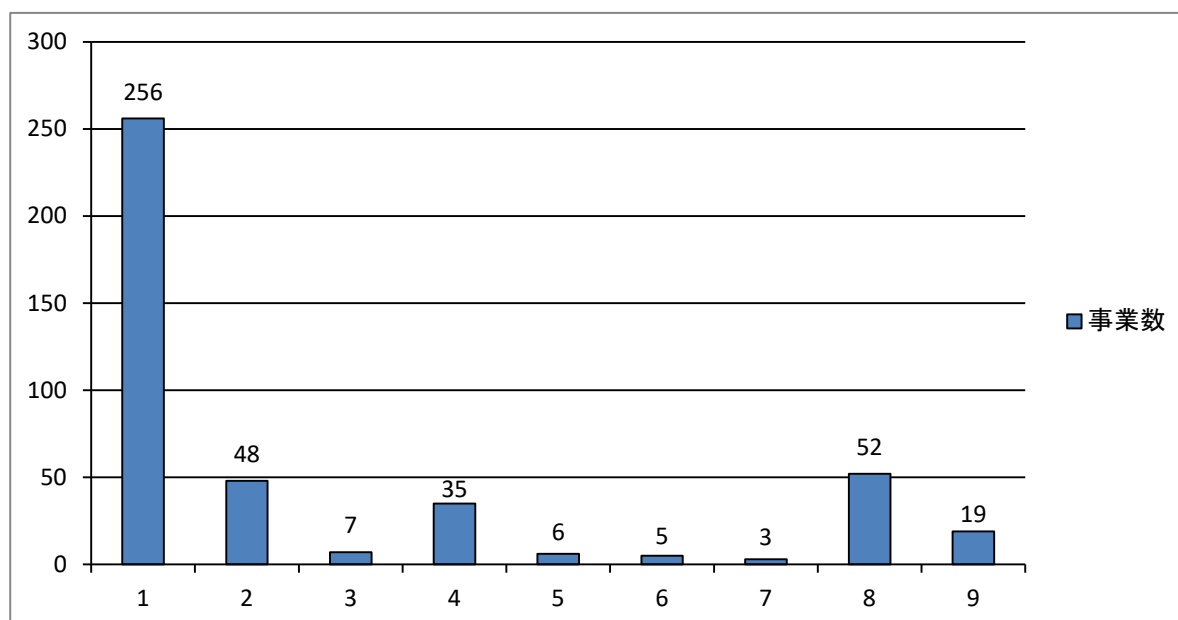
受益・負担の公平性	事業数	構成比
A 受益・負担は十分な検討、見直しを実施している。	108	25.1%
B 受益・負担は適正な範囲である。	310	71.9%
C 受益・負担の一部に見直しが必要である。	7	1.6%
D 受益・負担の抜本的な見直しが必要である。	0	0.0%
その他	6	1.4%
計	431	100.0%



④事務事業の方向性

下記1～9の中からいずれかを選択し、事務事業の方向性を決定しています。「1 現状で継続」は305件、「2 拡大して継続」は63件、「3 縮小して継続」は5件、「4 他事業と統合」は15件、「6 その他見直し」は5件、「7 令和2年度で終了」は6件、「8 令和元年度で終了」は17件、「9 平成30年度で終了」は17件でした。これに加え、何年か一度実施する事業など、休止と判断した事業（「5 休止」）は5件ありました。

	事業数	構成比
1 現状で継続	256	59.4%
2 拡大して継続	48	11.1%
3 縮小して継続	7	1.6%
4 他事業と統合	35	8.1%
5 休止	6	1.4%
6 その他見直し	5	1.2%
7 令和3年度で終了	3	0.7%
8 令和2年度で終了	52	12.1%
9 令和元年度で終了	19	4.4%
計	431	100.0%



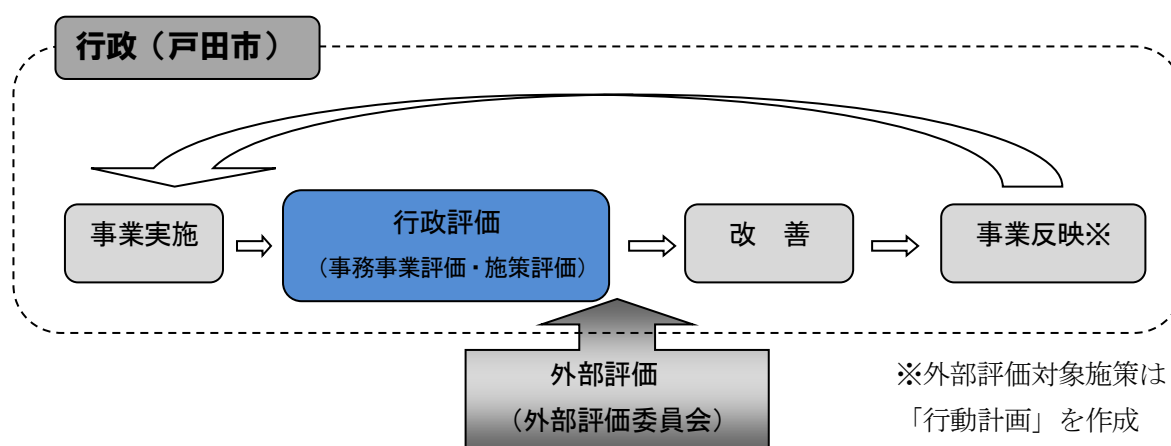
第3章 外部評価

I 外部評価の実施

1 外部評価の概要

(1) 外部評価とは？ ～行政評価結果を外部視点で再評価～

行政評価における客観性及び透明性をより向上させるため、「戸田市外部評価委員会」を設置し、行政の内部による行政評価の結果を外部からの視点で再評価し、業務の見直し等について審議するものです。



(2) 戸田市外部評価委員会とは？

戸田市外部評価委員会（以下「委員会」という。）は、平成20年度から試行的に実施してきた経緯を踏まえ、平成28年7月から施行した「戸田市外部評価委員会条例」に基づき、附属機関として設置されています。

委員会は市長の諮問趣旨に基づき、「市が実施する行政評価について、市民等の外部の視点で評価することにより、客観性及び透明性を確保するとともに、職員の行政評価に係る能力の向上を図る」こととしており、「市が実施した行政評価の評価を行うこと」や「行政評価制度の改善に関すること」について、審議し、その内容について市長に答申することとしています。

委員会の委員構成は、多角的な視点を確保するため、以下の7名となり、平成28年度から新たに公認会計士を追加しています。

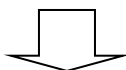
なお、令和2年度外部評価においては、令和3年4月からスタートする第5次総合振興計画に合わせて、より効果的な行政評価を行うための見直しを行っております。そのため、委員構成は、学識経験者3名及び市内企業経営者1名（いずれも過去の戸田市外部評価委員経験者）の計4名となります。

（「令和2年度戸田市外部評価委員会委員名簿」は別添資料1、「戸田市外部評価委員会条例」及び「外部評価実施要領」は、それぞれ別添資料2及び資料3のとおり）

- ・ 学識経験者 3名
【うち、公認会計士1名（平成28年度から追加）】
- ・ 市内企業経営者 1名
- ・ 市民活動団体関係者 1名
- ・ 市民 2名

(3) 外部評価の目的は？ ～行政の説明責任・成果の検証～

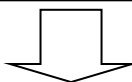
「財政危機」や「公務員の不祥事」等により、自治体の「行政改革」や「説明責任」を強く求められる時代に・・・。



従前は、自治体の「説明責任」は予算や決算等の「財務数値」でした。
しかし、現代では、自治体の「仕事の効果」を市民に説明するには、「財務数値」のみで表すことはできません。

例えば、「環境はいかに改善したか？」については、水質汚染、大気汚染、土壌汚染を表す「非財務数値」で示されます。また、交通安全でいえば、「交通事故件数」などで表されます。従って、自治体における「説明責任」は、「財務数値」に加えて、「非財務数値」によって表わすことが求められています。

つまり、「非財務数値」も加えた「説明責任」の果たし方を体系化し、さらに、それを行政経営の手法に展開しようとしたのが、「行政評価」です。



市民は、生命・財産の保全から公共の福祉の向上などの達成を、「税金」という財産とともに、自治体に信託しました。我々、市職員は、「仕事の効果」等を表わす「行政評価シート」を信託者である市民に提示し、組織内で気付かなかった点を「外部評価」により指摘いただき、評価視点の多角化を図り、より効率的かつ効果的な「成果」に繋げる責務があると考えます。

【参考文献】「行政評価の導入と活用」（著者）稲沢克祐 [イマジン出版]

(4) 外部評価の狙いは？

① 評価視点の多角化

外部評価は、評価の客観性を確保することだけでなく、内部評価で気付かなかった点を外部評価で御指摘いただくことにより、評価視点の多角化を図ることができます。

② 職員の行政評価能力等の向上

外部評価（ヒアリング）を受けることにより、多角的な視点を養うことができ、職員の行政評価能力等の向上につながります。

③ 市民への情報公開・説明責任

具体的な施策・事務事業の内容及び進捗状況等を説明することができます。

④ 総合振興計画の進行管理機能

外部評価の対象を「施策」単位にすることにより、「施策」は総合振興計画どおりに進行し、成果として現われているかという広い視点を確保できます。

⑤ 施策の推進に寄与

施策の推進に寄与するとともに、施策を構成する事務事業の改革や改善にも寄与します。

⑥ 市の政策立案・実施への反映

委員の専門的・実践的知見と市民目線による内容確認を通して、施策の推進を図っていくことができます。

(5) 外部評価の見直しについて

令和2年度～3年度外部評価委員会においては、令和3年4月からスタートする第5次総合振興計画に合わせて、より効果的な行政評価を行うための見直しを行っています。令和2年度外部評価委員会にて検討している内容は以下のとおりとなります。

① 外部評価制度の見直し

第5次総合振興計画のスタートに伴い外部評価の方法の検討を行います。

② 外部評価項目の見直し

過去の外部評価において指摘されていた項目についての見直しを行います。

③ 行政評価の流れについて

行政評価を行うことによる予算への反映を考慮し、どのような流れで行政評価を行うべきか検討を行います。

令和2年度戸田市外部評価委員会委員名簿

(敬称略)

	氏名	職業	
委員長	佐藤 徹	高崎経済大学 大学院 地域政策研究科 教授	第1号委員
副委員長	長野 基	首都大学東京 都市環境学部 准教授	第1号委員
委員	興松 敬史	公認会計士 おきまつ会計事務所 所長	第1号委員
委員	石田 真由美	株式会社シューゼット 石田万友実企画研究室 代表	第2号委員

戸田市外部評価委員会条例

平成28年6月30日

条例第21号

(設置及び目的)

第1条 市が実施する行政評価について、市民等の外部の視点で評価することにより、客観性及び透明性を確保するとともに、職員の行政評価に係る能力の向上を図るため、戸田市外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市が実施した行政評価の評価を行うこと。
- (2) 行政評価制度の改善に関すること。
- (3) その他行政評価の評価に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内企業経営者
- (3) 市民又は市民活動団体関係者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から翌年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部経営企画課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成28年7月1日から施行する。

戸田市外部評価実施要領

市長決裁日 平成28年8月4日

(趣旨)

- 1 この要領は、戸田市外部評価の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(評価対象年度)

- 2 評価対象年度は、当該年度の施策評価を対象とする。

(評価対象施策)

- 3 各部局において行われた行政評価における施策評価を対象として、戸田市外部評価委員会（以下「委員会」という）が選定した施策を評価対象施策とする。

(評価方法)

- 4 委員会は各部局の施策を担当する又は施策に関係する次長、課長、主幹（説明補助者）へのヒアリングによる評価を行う。

(評価項目)

- 5 別紙「外部評価シート」に基づき、事務事業の妥当性、施策の進捗状況、資源の方向性等の各評価を踏まえ、今後の課題等も含め総合的に評価を行う。

(評価結果の公表)

- 6 評価結果については、議会及びホームページ等で公表を行い、広く周知に努める。

(評価結果の活用)

- 7 より効果的・効率的な施策の実施とするため、外部評価委員会からの報告を踏まえて、次年度の予算などへの反映に努める。

(その他)

- 8 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。



令和2年度行政評価報告書

令和3年3月発行

埼玉県 戸田市 総務部 経営企画課